

奨学金制度のご案内

入校料と授業料相当額を
無利息貸与！さらに…

修了後1年以内に江津市内に就職し、
一定期間(※)引き続いて江津市内に
就職した場合は…

全額返還免除！

この制度は「江津市実践技術者育成資金貸与」
制度といい、江津市内で働く若者を増やすことを
目的として、創設されました。

奨学金貸与の金額

1年次は入校料と授業料に相当する額。(60万円以内)

2年次は授業料に相当する額。(39万円以内)

奨学金貸与対象者(ポリテクカレッジ島根から推薦された者)

推薦の条件は、下記の1～3すべての項目を満たす学生です。

1. ポリテクカレッジ島根に在籍するものであって成績優秀な者
2. ポリテクカレッジ島根を卒業した日から1年以内に、江津市内において
就業をする意思を有する者
3. 在学中、江津市が実施・支援するボランティア事業に対し、積極的に
参加する意思を有する者

返還免除該当者

ポリテクカレッジ島根を修了後1年以内に江津市内に就職し、**一定期間**(※)引き続いて
江津市内で就業した場合。

一
定
期
間
と
は

1年次分の奨学金のみ借りた場合

2年6カ月間

2年次分の奨学金のみ借りた場合

2年6カ月間

1年次分と2年次分の奨学金を借りた場合

5年間

お問合せ先

江津市役所商工観光

☎0855-52-7494 <https://www.city.gotsu.lg.jp/>

島根職業能力開発短期大学校(ポリテクカレッジ島根)

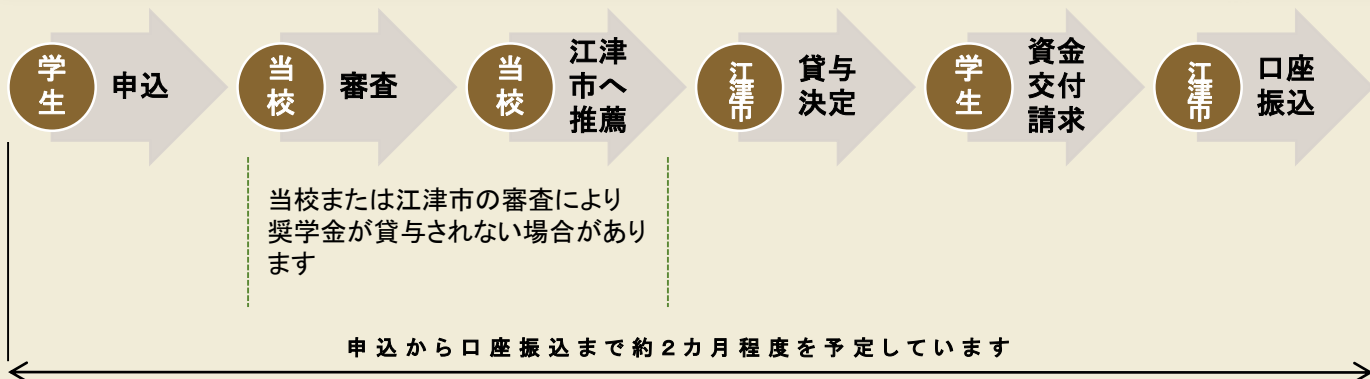
☎0855-53-4567 <https://www.jeed.go.jp/shimane/college/>

申込方法

申込先／島根職業能力開発短期大学校 ポリテクカレッジ島根 学務援助課 学務係

- 提出書類
- 江津市実践技術者育成資金貸与申請書
 - 在学証明書
 - 本人および連帯保証人の住民票の写し
 - 技術者育成経費を支払ったことを証する書類
 - ポリテクカレッジ島根の校長が発行する推薦書
 - その他市長が必要と認める書類

貸与までの流れ



返還（修了しても1年以内に江津市内に就業しなかった場合や、退学した場合など）

修了(退学)後、次の期間内に江津市に返還していただくことになります。
※返還計画書をご提出いただきます。

返還上限期間:1年次のみ借りた場合	▶ 1年間
返還上限期間:2年次のみ借りた場合	▶ 1年間
返還上限期間:1年次と2年次に借りた場合	▶ 2年間

※返還猶予

下記の場合、返還猶予となることがあります。

- 修了後、中国職業能力開発大学校などに進学したとき、その在学中は返還猶予となります。
- 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により技術者育成資金を返還することが困難な状況であると認められた時は返還猶予となります。

その他

詳細は、お問い合わせください。

お問い合わせ先

江津市役所商工観光

☎0855-52-7494 <https://www.city.gotsu.lg.jp/>

島根職業能力開発短期大学校(ポリテクカレッジ島根)

☎0855-53-4567 <https://www.jeed.go.jp/shimane/college>